

2023年度

自己点検・評価報告書



学校
法人

日本女子大学

目次

2023年度 自己点検・評価	3
① 教学部門	3
② 教育研究等環境部門	4
③ 入試部門	4
④ 学生部門	5
⑤ 社会連携部門	7
⑥ 大学運営・財政部門	8
⑦ 教職課程部門	9
日本女子大学自己点検・評価に関する諸規則	10

2023年度自己点検・評価報告書について

2023年度 自己点検・評価委員会
委員長 宮崎 あかね

2023年度の日本女子大学自己点検・評価報告書をここに公表いたします。

本学は2021年度より教学マネジメント体制を刷新し、教学部門の意思決定機関として大学執行部会議、大学執行部会議の諮問機関として大学改革運営会議、内部質保証推進組織として自己点検・評価委員会をそれぞれ設置して運用しております。2023年度は2022年度より引き続き、自己点検・評価委員会内に教学、教育研究等環境、入試、学生、社会連携、大学運営・財政、教職課程の7つの部門を設置して点検・評価にあたりました。学校法人の2023年度事業計画に基づいて常任理事会及び大学執行部会議が決定した重点項目に関して部門ごとに到達目標を策定し、取り組み状況について点検・評価を実施しました。

また、本学の取り組みについて他大学、自治体、企業と様々な立場・視点からご意見をいただくために、2018年度より自己点検・評価委員会の下に外部評価委員会を設置しております。2023年度は①教育課程・学習成果、②教育研究等環境、③大学運営・財政の3つのテーマについて客観的な評価を行っていただきました。貴重なご意見・ご提言を今後の日本女子大学の発展に活かすべく、具体的かつ迅速に取り組んで参ります。

日本女子大学は2023年4月に国際文化学部を、2024年4月に建築デザイン学部を開設し、2025年4月には食科学部（仮称）の新設を予定しております。引き続き、学部・学科の再編を進めて女子総合大学としての基盤強化を図るとともに、自己点検・評価を通して教育と研究を不断に改善し続け、教学マネジメントを健全に行っていく所存です。

本報告書が、日本女子大学の取り組みについてご理解いただく一端となれば幸いです。

2023 年度 自己点検・評価

① 教学部門

1. 現状の説明

【学部・学科再編検討委員会】

2026 年度に日本文学科、日本文学専攻、史学科及び史学専攻の名称変更を、2027 年度に家政経済学科を母体とする経済・経営系学部を新設することを理事会で決定した。また、2024 年度入試の志願者数動向を踏まえ、2025 年度からの文学部英文学科の入学定員減と、それに伴う人間社会学部現代社会学科及び心理学科の入学定員増を理事会で決定した。一方で、2030 年度までの学部・学科再編の全体像について決定することを当初の目標としていたが、決定には至らなかった。

【附属機関組織検討委員会】

現存の附属機関について新たな体制構築案を策定し、理事長に答申として提出した。具体的には附置研究所である総合研究所及び現代女性キャリア研究所のあり方について検討し、以下の2点について提案した。

①再構築される研究所を統括する「JWU 研究機構（仮称）」を設置する。

②「JWU 研究機構（仮称）」の下に、2 研究所（現代女性キャリア研究所、Well-being 研究所（仮称）〈新規〉）、1 研究部門（成瀬博物館（現成瀬記念館研究部門）（仮称）〈新規〉）を置く。

【大学執行部会議・JWU 女子高等教育センター・基盤教育センター】

1 年次必修科目「教養特別講義」が、自校教育を中心に大学教育等へ円滑な移行を図るために必要な能力等を養い総合的に教育するプログラム（授業科目）であることを確認し、初年次教育の一環として明確に位置付けた。一方で、当初の目標であった「本学の総合的な教育プログラムを策定する」まで至らなかった。

2. 改善の方策

【学部・学科再編検討委員会】

当初目標として掲げていたものの達成できなかった「2030 年度までの学部・学科再編の全体構想」について、次年度は 2028 年度以降の構想を速やかに決定する必要がある。一方で、大学を取り巻く環境が厳しく、刻一刻と変化する状況であるため、今回の 2025 年度からの定員変更のように迅速な対応が求められるケースが今後も発生すると予想される。他大学も含めた入試動向の把握と将来予測等の情報提供により、迅速な経営判断をサポートする中心的な役割を果たす必要がある。また学内への情報共有のあり方を検討する必要がある。

【附属機関組織検討委員会】

答申に対する理事長の判断や経営判断、及び 2024～2030 年度中期計画に基づき、「JWU 研究機構（仮称）」の設置に向けた検討を進めるとともに、本学における研究所としての独自性の明確化・他大学研究所との差別化を含めて、各研究所・部門の具体的な運用について検討する必要がある。

【大学執行部会議・JWU 女子高等教育センター・基盤教育センター】

今年度は既に開講されている科目である教養特別講義の内容に初年次教育の内容が含まれていることを確認し、シラバスや学生向けの教材、担当者向けマニュアルの記載を変更したにとどまり、「本学の総合的な教育プログラム」の策定に向けた検討が行われなかった。今回は達成できなかった「教育プログラムの策定」については、今後予定されている基盤教育の見直し時に合わせて実施する必要がある。

② 教育研究等環境部門

1. 現状の説明

【研究を支援するための組織】

研究支援体制の強化を目的とした組織を整備するために、大学執行部会議の下に研究の管理体制について検討する「研究支援体制整備ワーキンググループ」を設置し、検討を開始した。

【知的財産の管理体制】

大学執行部会議の下に設置された研究支援体制整備ワーキンググループにおいて、「知的財産権所有状況」と「規程・体制整備」に関するアンケート調査を実施し、知的財産管理体制整備に着手した。当初の目標としてアンケート調査の結果をもとに知的財産管理に関する規程の制定を目指していたが、規程の制定まで至らなかった。

【研究に係る不正防止】

研究活動における不正行為、及び研究費の不正使用防止対策の強化を目的に、以下3件の取り組みを行った。

- ①不正防止研修会において、例年実施している研究費の不正使用に関する注意喚起とともに、研究活動上の不正行為についての説明を行った。
- ②大学改革運営会議において、研究費の不正使用と研究活動上の不正行為の防止について周知した。
- ③一般社団法人公正研究推進協会より講師を招き、研究倫理講習会を開催した。

2. 改善の方策

【研究を支援するための組織】

2024～2030年度中期計画に基づき、新たな研究支援体制案を考える必要がある。今年度に設置されたワーキンググループを恒常的な組織（会議体）にすべく検討するとともに、事務局の研究支援部門の体制見直しも含めた新たな研究支援体制の構築を進めていただきたい。

【知的財産の管理体制】

今年度は知的財産管理体制に係る規程の制定に至らなかったため、実施したアンケート調査の結果をもとに次年度中に規程を制定し、知的財産管理体制を整備する必要がある。

【研究に係る不正防止】

研究に係る不正防止の取り組みは、繰り返し実施する必要がある。次年度以降も文部科学省のガイドラインに準拠した対応を継続していただきたい。

③ 入試部門

1. 現状の説明

【入試制度の多様化・評価尺度の多元化の検討による入学者選抜制度の改善】

近年の志願動向について分析・検証を行い、2025年度以降の入試戦略の基本方針（年内入試：特に学校推薦型選抜の拡充）を策定した。また、年内入試の延納期限を一般選抜査定前に変更する、入試種別ごとの入学者割合の目標を定める等、運用面で入学者数を適正な範囲に収めるための施策を実施した。

【学部学科改編に係る新学部入試広報の計画的な実施】

新学部入試広報として以下の内容を実施した。

- ・国際文化学部の SAP（スタディ・アブロード・プログラム）、建築デザイン学部の新設、食科学部（仮称）の新設に係るリーフレットの制作、及びターゲット分析に基づくリーフレットの配送。

- ・受験生向け LINE アカウント（2月26日時点登録者数 4,603名）からのオープンキャンパス情報及び各種入試情報に関するメッセージの配信（21回）。
- ・Google デジタル広告の他、リクルート、河合塾、旺文社のポータルサイトにおいて計画的な案内を実施。
- ・キャンパス見学会及びオープンキャンパスにおける建築デザイン学部説明会の実施。
- ・一般選抜志望者向けの入試説明会の実施。
- ・高等学校教員向けメーリングリストの配信開始、及び細やかな入試情報の提供。

その結果、建築デザイン学部の初年度の志願者数及び国際文化学部の2年目の志願者数は以下のとおりとなった。

建築デザイン学部：869名（前年比 125.2%）

国際文化学部：897名（前年比 77.6%）

<参考> 全学科志願者数前年比 84.2%

2. 改善の方策

【入試制度の多様化・評価尺度の多元化の検討による入学者選抜制度の改善】

- ・入学者の追跡調査等により入学者選抜の妥当性及び信頼性の検証を行い、入試ごとの募集人員枠に反映する。
- ・入学者状況及び定着率を検証し、次年度の合格者予測式の精度向上を図る。
- ・適正な合格者数や歩留り率の把握及び追加合格による収容定員管理を徹底する。
- ・少子化による18歳人口の減少及び年内入試志願者の拡大傾向を踏まえた入試改革を行う。

【学部学科改編に係る新学部入試広報の計画的な実施】

- ・食科学部（仮称）の入試広報計画に活かすために、国際文化学部及び建築デザイン学部において実施した新学部入試広報について検証し、費用対効果の高い入試広報媒体の選定及び入試広報スケジュールの策定をする。
- ・河合塾等が実施する模擬試験の志望学部系統の変化や他大学の状況・変化を把握し、機動的な入試広報施策を講じる。
- ・高校進路指導部の教諭との連携を深めるため、今年度より運用を開始した高校教諭向けメーリングリストにて有益な情報を発信する。
- ・出願者・入学者の動向分析により、年内入試及び年明け入試の広報計画の策定及び対象学年ごとに適切な入試広報媒体の選定を行う。
- ・高校生の進路選択が低学年化している現状に対応するための入試広報について、新学部のみならず既存学部を含めて計画・実施する。

④ 学生部門

1. 現状の説明

【就職支援検討分科会】

- ・今年度から「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方（三省合意）」が変更されたことに伴い、これまでは学生の参加情報を収集していなかった1日のみ参加のオープンカンパニー等についても学生の参加情報を収集できるよう、学生へのアンケート内容を変更した。

- ・就職率の向上を目指し、就職活動前の低学年（1・2年次）を対象としたキャリアガイダンスを5回実施するとともに、セミナーを随時開催した。また、現代女性キャリア研究所とキャリア支援課の共催セミナーを開催した。

【キャリア委員会】

- ・「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方（三省合意）」の変更に伴い、学生に対してインターンシップ参加に際しての注意点等を周知する必要があると考え、インターンシップに関するガイダンスを8回開催した。
- ・グローバルインターンシップの実施について国際交流委員会と共同で検討し、インターンシップを含む SAF 認定大学留学プログラムを承認した。このプログラムを利用したインターンシップ科目については、帰国後に単位認定希望の申し出があった場合、要件を満たしていれば JWU キャリア科目「インターンシップ I・II」の単位として認定することとなった。

【国際交流センター】

- ・交換留学が可能な協定大学を2校開拓するという目標に対し、誠信女子大学（韓国）、淡江大学（台湾）、ライデン大学人文学部（オランダ）の3大学と協定を締結し、目標を達成することができた。
- ・JWU GO の活動の一環として JWU Global Fund（国際交流基金）を周知し、今年度中に300万円以上の寄附を集めることを目標としていたが、23件64万円にとどまった（2024年3月12日現在）。
- ・国際化推進の一環として大学公認海外短期研修への参加者数を増やすことを目標とした。研修を企画・運営する教員をサポートし、目標の400名を大幅に上回る472名を派遣する予定となった。

2. 改善の方策

【就職支援検討分科会】

企業がインターンシップに参加した学生情報を採用活動に使用できるようになったことに伴い、就職活動におけるインターンシップの重要性が高まると思われる。オープンカンパニー等も含めたインターンシップに参加した学生からの報告データを蓄積・分析し、本学で開催するガイダンスやセミナーの内容や開催時期に反映する必要がある。また、インターンシップへの参加等、就職活動の時期が早期化しているため、低学年学生への意識づけになる低学年向けキャリアガイダンスの実施を継続するとともに、より効果的な内容にするために参加状況やアンケート結果について分析していただきたい。

【キャリア委員会】

就職活動におけるインターンシップの位置付けが変わり、重要性が高まることが予想される。学生がインターンシップを有意義に活用できるよう、引き続き学生への情報提供を強化する必要がある。

【国際交流センター】

協定大学は順調に増加しており評価できる。引き続き拡充を図ることとあわせて、獲得している交換留学枠を今後も維持できるよう、本学から派遣する学生の増加に結び付く活動に期待する。

JWU Global Fund（国際交流基金）への寄附金獲得については、関連部署との協力を深めて募金活動を促進するとともに、寄附金がどのように使われたかを寄附者が確認できるよう可視化することで継続的な寄附に繋げる必要がある。

⑤ 社会連携部門

1. 現状の説明

【生涯学習センター】

○社会人向け公開講座

公開講座を年間 50 講座以上提供すること、受講者数を前年度比 120%にすることを目標とし、いづれも達成することができた。受講生の年齢層等を分析し、多岐にわたる分野で 64 講座を開講するとともに、受講料の割引と会員区分の細分化（「本学保護者」の区分を新設）することにより、受講者数が 176 名増の前年度比 120%となった。

○学生向けキャリア支援講座

就職活動や資格取得のためのキャリア支援講座を開講したが、講座の募集時期とキャリア支援課のガイダンス開催時期が同時期ではないことがあり、学生募集が滞った。特に後期の受講者数が伸び悩んだことが影響し、前年度比 120%の目標に対して前年度比 30%減の結果となった。

○リカレント教育課程

新設した「次世代リーダーを目指す女性のための DX 人材育成コース」が文部科学省の「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」に採択され、定員を上回る受講生を集めた。また、文部科学省 BP 事業、及び厚生労働省一般教育訓練給付金講座への申請を完了した。

一方で、既存の「再就職のためのキャリアアップコース」及び「働く女性のためのライフロングキャリアコース」については、カリキュラムや広報方法の見直しを予定していたものの、「次世代リーダーを目指す女性のための DX 人材育成コース」の開設及び運営に係る業務に人員を割かれ、予定どおりに見直すことができなかった。

【社会連携教育センター】

○企業や自治体との連携

高知県梶原町と協定を締結し、本学学生と梶原高校生徒による「演劇ワークショップ」を実施した。また、板橋区の寺院が所蔵する経典を文化財登録するために、本学教員と有志学生、及び板橋区教育委員会が共同で調査を行った。

○大学連携団体

「北区チャレンジプロ」「豊島区民社会福祉協議会」「調布市社会福祉事業団」「NPO 法人グリーンウッド自然体験教育センター」の 4 団体を連携団体として認定し、学生が安心して活動できるボランティア活動先を拡充した。

○社会連携活動支援助成

6 組の学生団体（近隣 2 組、遠方 4 組）の自主的な活動を支援した。

2. 改善の方策

【生涯学習センター】

○社会人向け公開講座

受講生のデータを分析のうえ、ニーズに合わせた多彩な講座の開講を継続していただきたい。

○学生向けキャリア支援講座

受講者の募集時期と講座の開講時期については、キャリア支援課と連携・調整のうえ適切な時期に設定していただきたい。キャリア支援課のガイダンスにおいてキャリア支援講座について紹介する時間を設ける等、学内関連部署間における連携をより強化する必要がある。

○リカレント教育課程

「次世代リーダーを目指す女性のための DX 人材育成コース」は定員を上回る受講生数にてスタートしたものの、今後は補助金収入なしで運営することが求められる。収益の上がる事業であるか、収支状況を注視する必要がある。

既存の 2 コースの運営については、受講者数が減少しているコースもあるため、カリキュラムの再構築等の改善をするか、あるいは収支状況を勘案のうえコースを整理するかの検討も必要であろう。

【社会連携教育センター】

企業との連携事業がやや少ないため、連携事業の拡大を目指していただきたい。また、社会連携活動支援について、現状では学生に対する助成制度のみとなっている。より活動を活発化させるために、教員に対する助成制度の策定についても検討する必要がある。

⑥ 大学運営・財政部門

1. 現状の説明

【学園広報推進会議】

各メディアの特性を最大限活用し、ターゲットを意識した戦略的かつ計画的な情報発信を強化することを目指した。メディアごとに目標数値を設定して取り組んだ結果、「プレスリリース配信数」と「SNS 投稿数」については目標を達成する見込みだが、「学園 Web サイト PV」については未達成となる見込みである。

メディア種別	2023 年度見込 (2024 年 1 月末時点)	2023 年度目標値 (2022 年度実績の 120%)	2022 年度 実績
プレスリリース配信数	40 (111.1%)	36	21
SNS 投稿数	1,091 (99.8%)	1,116	929
学園 Web サイト PV	5,958,604 (58.7%)	10,143,821	8,453,184

【財務部】

2024～2030 年度中期計画の策定にあわせて「財政計画 2030」の見直しを行い、次期中期計画に基づく事業実施費用を反映した。2030 年度の事業活動収支差額比率を当初計画で設定した 5.0%以上にすることを目標としていたが、見直しの結果、2030 年度の事業活動収支差額比率は 3.6%となり、5.0%以上を達成するのは 2034 年度になる見込みとなった。

2. 改善の方策

【学園広報推進会議】

プレスリリース配信や SNS 投稿については能動的に実施できるものの、学園 Web サイト PV については外的要因の影響を受けるため、目標を達成するために改善策を講じることが難しかったと思われる。目標を設定する際は、外部要因に左右されない指標にて達成度が測れる目標にした方がよい。

本学は Japan Women's University Global Project 「JWU GO」に取り組み、キャンパスの国際化を推し進めている。プロジェクトの推進にあたり、日本女子大学を海外に知ってもらえるよう英語版大学ホームページの整備が必須である。次年度中に英語版大学ホームページの整備を進めていただきたい。

【財務部】

目標としていた「2030 年度の事業活動収支差額比率 5.0%以上」を達成できなかった要因は、2030～2033 年度末にかけて職員の定年退職予定者が増加する見込みであることを受け、職員人件費削減計画

の目標達成時期を 2034 年度に変更したためであり、機関決定もされておりやむを得ないことと考える。今後も学部・学科再編を予定していることに加え、志願者動向、人件費や物価の上昇等、様々な要因で計画の変更を余儀なくされると思われる。迅速かつ適切な経営判断を行えるよう、機動的に財政計画を再シミュレーションするとともに情報提供する必要がある。

⑦ 教職課程部門

1. 現状の説明

教育職員免許法施行規則の改正により、2022 年より、複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員の養成の目標を達成するために大学内の組織間の連携による適切な体制を整備するものとされ、また、教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表することが求められている。

【通学課程】

2022 年度に作成した教職課程自己点検・評価報告書は、2023 年 5 月 25 日に提出先の全国私立大学教職課程協会より審査が完了したとの証明を受けた。前年度より引き続き、各学科に対して教職課程自己点検・評価項目に関する状況調査を実施し、調査結果について教職課程自己点検・評価ワーキンググループにて協議・現状分析を行い、報告書にとりまとめた。

また、義務教育特例への対応として、教職課程委員会において教職課程カリキュラムの検証を行い、2024 年度より小学校課程の「初等教科教育法」について、教育学科以外の学生も全科目を履修できるよう変更した。

【通信教育課程】

全国私立大学教職課程協会が示した教職課程自己点検・評価項目を参考に、各学科及び担当事務局が基準項目ごとに現状の分析と情報収集を行った。その情報をもとに学務委員会と担当事務局にて自己点検・評価を行い、教職課程自己点検・評価報告書を作成し、全国私立大学教職課程協会に提出した。

2. 改善の方策

【通学課程】

- ・義務教育特例への対応については、教職課程認定基準の改正が適用開始となった 2022 年度と現在では社会的な状況や「単位の実質化」への対応など本学の状況も異なるため、2024 年度の学生の履修状況を踏まえて 2025 年度以降のカリキュラム対応を総合的に検討する。
- ・大学執行部及び教職課程検討分科会の方針に基づき、教職課程カリキュラムの運営における課程認定学科間の連携や、教職課程の運営体制について、具体的な対応策を検討する。

【通信教育課程】

- ・通学課程との連携や学生支援の強化、免許状取得者の就職状況の把握を行う必要があるため、実施方法について検討する。

以上

日本女子大学自己点検・評価に関する諸規則

■日本女子大学自己点検・評価規則

平成8年2月1日
制定

改正	平成10年4月1日	平成15年3月12日
	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成22年4月1日
	平成24年4月1日	平成26年4月1日
	平成27年4月1日	平成29年4月1日
	平成30年4月1日	平成30年6月1日
	平成31年4月1日	2019年6月1日
	2020年4月1日	2021年4月1日
	2022年4月1日	2023年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、日本女子大学学則第2条、日本女子大学大学院学則第2条及び日本女子大学家政学部通信教育課程規程第2条の規定に基づき、大学及び大学院の目的並びに社会的使命を達成するために、教育研究水準の向上を図り、教育研究活動の状況及び管理運営等について、自己点検及び評価を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(自己点検・評価の組織)

第2条 前条の目的を達成するために、内部質保証推進組織として自己点検・評価委員会を置く。

2 自己点検・評価委員会は、統括するための自己点検・評価委員会幹事会(以下「幹事会」という。)と点検・評価を行うための部門からなる。

(点検・評価項目)

第3条 自己点検・評価は、別表1に定める項目を基準とし、その細目については、自己点検・評価委員会の示す基本方針及び実施基準等に基づく。

(各種方針)

第4条 自己点検・評価委員会は、前条に定める別表1の項目ごとに方針を定め、日本女子大学各種方針として公表する。

(目標策定及び実行指示)

第5条 大学改革運営会議は、中・長期計画に基づいた事業計画に則り、自己点検・評価委員会の示す基本方針及び実施基準に基づき、該当する教学部門の委員会に年度ごとに目標

の策定及び実行を指示する。

2 常任理事会は、中・長期計画に基づいた事業計画に則り、自己点検・評価委員会の示す基本方針及び実施基準に基づき、該当する部局等に年度ごとに目標の策定及び実行を指示する。

(自己点検・評価委員会幹事会)

第6条 幹事会は、次の事項を決定する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針、実施基準及び評価指標の策定
- (2) 各部門から報告された点検・評価結果の検証
- (3) 自己点検・評価報告書の作成及び報告
- (4) 認証評価及び外部評価の実施に関する事項
- (5) その他幹事会が必要と認める事項

2 幹事会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 事務局長
- (3) 教学企画部長
- (4) 総務部長
- (5) 各部門の部門長
- (6) その他幹事会が必要と認める者

3 委員長は副学長が当たり、副委員長は委員長によって指名された委員が当たる。

4 委員長は、幹事会を招集しその議長となり、副委員長はこれを補佐する。

5 幹事会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 幹事会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。

(部門)

第7条 各部門は、基本方針と実施基準に基づき、該当委員会及び部局の自己点検・評価結果を検証し、幹事会に報告する。

2 各部門及び構成員は、次のとおりとする。

- (1) 教学部門 教員3名、学務部長、学務部事務部長
- (2) 教育研究等環境部門 教員3名、管理部長、学務部長、学務部事務部長、図書館事務部長
- (3) 入試部門 教員3名、入学部長
- (4) 学生部門 教員3名、学生生活部長、学生生活部事務部長
- (5) 社会連携部門 教員3名、社会連携教育センター所長、通信教育・生涯学習事務部長
- (6) 大学運営・財政部門 教員3名、財務部長
- (7) 教職課程部門 教員3名、学務部長、学務部事務部長、通信教育・生涯学習事務部長

3 部門担当となる教員は、専門性が必要な部分は幹事会委員長が指名し、それ以外は各学部から選出する。

4 各部門の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 各部門の構成員のうち1名を部門長とする。

(自己点検・評価におけるIRの活用)

第8条 自己点検・評価は、客観的な根拠資料又はデータに基づき実施するよう努める。なお、データの取り扱いについては、別に定める。

(点検・評価結果の活用)

第9条 自己点検・評価委員会は、大学執行部会議に自己点検・評価報告書及び検証結果を提出しなければならない。

2 大学執行部会議は、自己点検・評価報告書の精査、決定を行い、日本女子大学における教育研究活動の状況及び管理運営等の改善・改革方策の策定を行う。

3 学長及び理事長は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項について、有効かつ具体的な措置を講ずる。

4 本学の構成員は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項について、改善に努めなければならない。

(点検・評価の公表)

第10条 自己点検・評価の結果は、学長及び理事長の責任において公表する。

(事務局)

第11条 自己点検・評価委員会の事務は、教学企画部教学企画課が行う。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年3月12日から施行する。

附 則 (事務組織改編に伴う改正)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (役職新設等による委員の追加に伴う改正)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織変更に伴う改正)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織変更等に伴う改正)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（各委員会の役割の明確化等に伴う改正）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（大学基準への対応及び内部質保証体制の見直しに伴う改正）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（事務組織改編等に伴う改正）

この規則は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（各種方針及び到達目標策定事項の追加に伴う改正）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（JWU 女子高等教育センター設置に伴う改正）

この規則は、2019 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（社会連携教育センター設置に伴う改正）

この規則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（自己点検・評価体制変更及び事務組織変更に伴う改正）

1 この規則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

2 日本女子大学各機関等自己点検・評価委員会規程及び自己点検・評価プロジェクトチームに関する内規は廃止する。

附 則（自己点検・評価体制変更に伴う改正）

この規則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（事務組織改編に伴う改正）

この規則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

1	大学・学部（通信教育課程を含む）・大学院等の理念・目的
2	内部質保証
3	教育研究組織
4	教育課程・学習成果
5	学生の受け入れ
6	教員・教員組織
7	学生支援
8	教育研究等環境
9	社会連携・社会貢献
10	大学運営・財務
11	その他

■日本女子大学外部評価委員会規程

平成 30 年 8 月 8 日
制定

改正 2021 年 4 月 1 日

2023 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 日本女子大学は、日本女子大学自己点検・評価規則に基づいて実施した自己点検・評価の結果の妥当性と客観性を高めるため、外部評価を実施する機関として外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、本学が実施する自己点検・評価の結果について、検証及び評価を行う。

2 委員会は、前項の評価の結果を本学自己点検・評価委員会に報告する。なお、自己点検・評価委員会は、これを大学執行部会議に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、5 名以上 10 名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、高等教育及び自己点検・評価に関し高度な知見があり、本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者等の中から自己点検・評価委員会が選考し、自己点検・評価委員長が委嘱する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を陪席させることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として 2 期までとする。

(委員長)

第 5 条 委員会には、委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから自己点検・評価委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長の任期は 2 年とする。ただし、委員長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、再任されることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第 7 条 委員会に関する事務は、教学企画部教学企画課が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て、理事長が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は自己点検・評価委員会が定める。

附 則

この規程は、平成30年8月8日より施行する。

附 則（自己点検・評価体制変更及び事務組織変更に伴う改正）

この規程は、2021年4月1日より施行する。

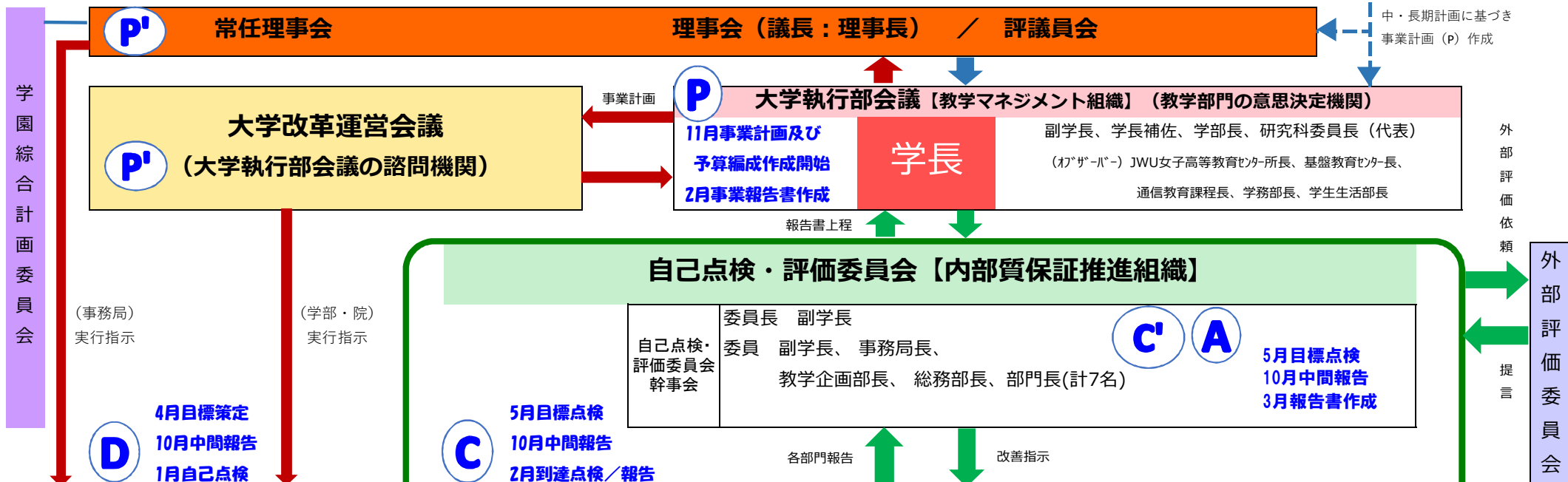
附 則（自己点検・評価体制変更及び事務組織変更に伴う改正）

この規程は、2021年4月1日より施行する。

附 則（事務組織改編に伴う改正）

この規則は、2023年4月1日から施行する。

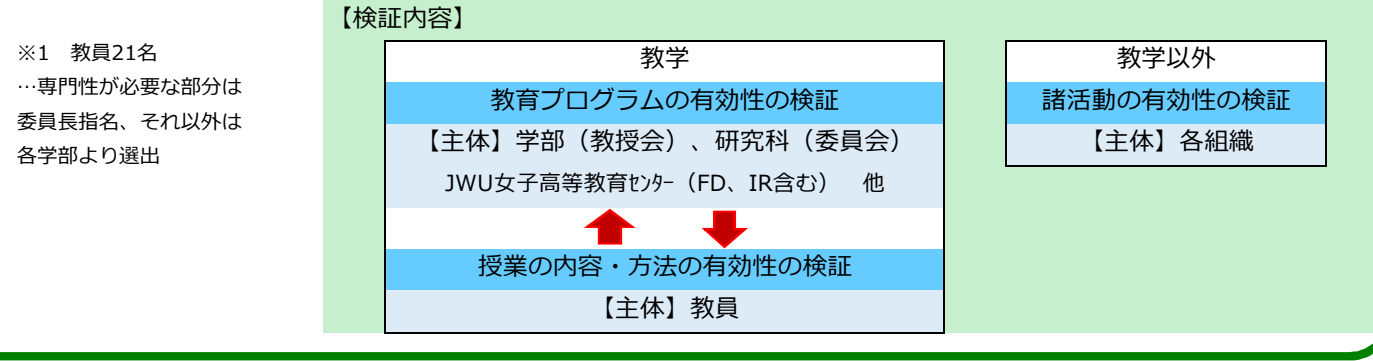
理念	建学の精神
目的	三綱領 3つのポリシー／人材養成・教育研究上の目的に関する規程
計画	中・長期計画 (アクション・プラン 2021～2023年度)



部門	部門担当 (教員21名※1 + 部長クラス)	対応する大学基準等
①教学部門	教員 3名 学務部長、学務部事務部長	●理念・目的 ●教育課程・学習成果 ●教員・教員組織 基準 1・4・5・6
②教育研究等環境部門	教員3名 学務部長、学務部事務部長 管理部長、図書館事務部長	●教育研究組織 ●教育研究等環境 基準 3・8
③入試部門	教員3名 入学部長	●学生の受け入れ 基準 5
④学生部門	教員3名 学生生活部長 学生生活事務部長	●学生支援 基準 7
⑤社会連携部門	教員3名 社会連携教育センター所長 通信教育・生涯学習事務部長	●社会連携・社会貢献 基準 9
⑥大学運営・財政部門	教員3名 財務部長	●大学運営・財務 基準 10
⑦教職課程部門	教員3名 学務部長、学務部事務部長 通信教育・生涯学習事務部長	教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令 -

該当委員会/部局等
学部(教授会)、研究科(委員会)、 JWU女子高等教育センター、 基盤教育センター等
図書館、メディアセンター等
入学試験協議会等
学生支援センター、 国際交流センター等
社会連携教育センター、 生涯学習センター等
事務局等

※2 年3回のモニタリングを含む



<PDCAサイクル イメージ図>

